



産業廃棄物処理施設の整備における  
公共関与のあり方について（中間報告）

平成19年3月

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会

はじめに

本年度の始め、岐阜県から県内の産業廃棄物処理施設の整備に関し、県内で必要な産業廃棄物処理施設の施設形態、必要な公共関与の度合い、建設促進のためのインセンティブ、県と市町村との連携等について、検討してもらいたい旨の依頼があり、学識経験者、環境保全活動団体関係者、排出事業者、廃棄物処理業者および市町村行政関係の代表者からなる岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会が設置されました。

本委員会では、これまでにその整備の方向と県の公共関与の在り方、支援のあり方、廃棄物処理の現状解析等について慎重な審議をしてまいりました。

本委員会は、平成18年8月11日の第1回委員会から5回開催し、その間に県内の代表的な産業廃棄物処理施設、排出事業場等を現地視察するとともに、県内の産業廃棄物処理の問題に関連する多くの情報を整理して、議論を重ねてきました。

そのなかで、県の公共関与による産業廃棄物処理施設の整備については、平成7年に有識者で構成する岐阜県産業廃棄物問題懇話会から、「早期に公共関与による産業廃棄物処理業を実施すること」との提言がなされ、県は「(財)地球環境村ぎふ」を設立して「地球環境村構想」を推進してきました。しかし、この構想は10年間実現されないまま「(財)地球環境村ぎふ」は廃止されるに至っています。平成17年2月から実施された政策総点検において、このことに対して多くの批判がなされたところでもあります。ここに至って、新たな産業廃棄物処理施設整備についての再検討の場である本委員会は、今後の県の環境行政にも影響する極めて重要な立場にあることを認識せざるを得ず、過去の事例に対する厳しい反省を踏まえ、県民の目線からみた新たな公共関与のあり方を構築する必要があると考えています。

前述の「地球環境村構想」策定当時の状況は、県内の最終処分場があと2、3年のうちに不足すると予想され、非常に逼迫した状況にありましたが、現在では、廃棄物のリサイクル等資源化利用も推進され、最終処分量も減少していて、県内の最終処分場の残余年数は6.2年と報告がありました。今日では廃棄物情勢も変容しつつありますが、処理施設の必要性が無くなった訳ではなく、排出事業者の業界からは最終処分場確保の要望が出されています。また、当時は、業者側の資本力、技術力が備わっていないことと行政が行うことによる信頼性から、公共で処理施設を設置する必要がありましたが、現在では社会経済的变化の実態から必ずしもそうする必要がなくなってきています。ここ10年で産業廃棄物処理の状況も大きく変わってきたということでもあります。

本委員会では、このような経緯を検証しつつ、改めて産業廃棄物処理施設の必要性の検討から公共関与のあり方など審議しております。現段階では、結論がでている状況ではありませんが、ひとまずこれまでの経過をご報告致します。

なお、次年度も引き続き、産業廃棄物処理施設に対する公共関与のあり方を、規制、支援、給付といった面から検討し、その結果を県に提言したいと思っております。

平成19年3月

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会

委員長

堀内孝次

## 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会委員

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	堀内 孝次	岐阜大学応用生物科学部教授
副委員長	守富 寛	岐阜大学大学院工学研究科教授
委 員	清水 佳子	環境市民ネットワークぎふ 副代表
	田辺 桜子	NPO法人 ごみGネット
	兼松 秀代	放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜 代表
	加藤 光貞	岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長
	前田 守廣	(社) 岐阜県建設業協会副会長
	後藤 利夫	(社) 岐阜県産業環境保全協会副理事長
	森朴 繁樹	岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長
	西寺 雅也	岐阜県市長会会長 (多治見市長)
	谷口 尚	岐阜県町村会会長 (白川村長)

## ワーキンググループメンバー

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
リーダー	守富 寛	岐阜大学大学院工学研究科教授
メンバー	清水 佳子	環境市民ネットワークぎふ 副代表
	兼松 秀代	放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜 代表
	加藤 光貞	岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長
	森朴 繁樹	岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長

# 目 次

1	産業廃棄物処理施設整備検討委員会設置の背景	1
2	検討経緯	2
	(1) 岐阜県の公共関与の取り組みについて	2
	(2) 地球環境村構想について	2
	(3) 廃棄物・リサイクルの五原則について	3
	(4) 産業廃棄物処理の現状と課題について	3
	① 県民の理解について	3
	② 他県の公共関与による産業廃棄物処理施設整備状況について	4
	③ 産業廃棄物処理事業のコストについて	4
	④ 下水汚泥の処理状況について	4
	⑤ 排出事業者の責務について	5
	⑥ 排出事業者の委託処理での問題点について	5
	⑦ 工業団地の問題点について	5
	⑧ 中小企業の問題点について	6
	(5) 岐阜県産業廃棄物処理動向調査報告について	6
	(6) 産業廃棄物処理施設等調査について	7
	(7) 公共関与の現状と問題点について	8
	① 規制型について	8
	② 支援型について	9
	③ 給付型について	9
3	今後の検討事項	10
4	岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の活動状況	11
	(1) 委員会の開催状況	11
	(2) ワーキンググループ（WG）の開催状況	11
	(3) 委員会施設調査	12

# 1 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会設置の背景

岐阜県は、平成17年2月から、これまでの県政を検証し、今後の方向性を見極めていく政策総点検を実施した。その結果、「地球環境村構想が進んでいないことに批判が多いことから、同構想にかかわらず、新たな産業廃棄物処理施設整備促進方策を見いだしていく必要がある。」として、「(財)地球環境村ぎふを廃止し、今後は県が産業廃棄物処理施設の整備促進に積極的に関わることとする。」とする政策の方向性が示された。

そこで県は、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等について検討するため、「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置した。

県は委員会に対し、県の公共関与による産業廃棄物処理施設の整備について、県内で必要となる産業廃棄物処理施設の形態、県による公共関与の要否、公共関与の具体的な手法、建設促進のためのインセンティブ、県と市町村との連携、公共関与すべき産業廃棄物処理施設の候補地の選定について検討を依頼したところであるが、委員の一部には、「委員会が産業廃棄物処理施設の設置を前提とした会議ではないか」との不信感があった。

また、政策総点検においては、地球環境村構想の内容に踏み込んだ議論や、現状において県が施設整備を行うことの必要性などに関する議論がなされていなかった。

さらに、県がこれまで行ってきた公共関与や地球環境村構想にかかる事業について見直しが必要で、過去の経緯を明確にしないまま公共関与のあり方を議論することはできないとする意見もあり、委員会では、公共関与の取り組み、地球環境村構想の問題点について十分な時間と検証が必要であると、県自身も問題点を明確にしていかなければならないとした。

知事は、委員会の設置について、「公的関与のあり方等、もう一回一から再検討し、公的関与のあり方や、今後の処理施設の整備についての進め方について議論していただく」と発言されている。

## 知事記者会見抜粋(平成18年8月8日(火))

まず、関連資料をお手元にお配りしていますが、「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を今回新たに設置して、開催することにいたしましたので、まずそれについてひとこと申し上げたいと思います。御案内のように、「地球環境村構想」というのをかねてから進めてきたわけなのですが、必ずしも進んでいなかったということで政策総点検の中で抜本的見直しをしてみました。特に、市町村任せではなくて、公的関与のあり方等、もう一回一から再検討しようと、そのために、産業廃棄物に関連のある方々を、いろんな立場の方々に広く御参加いただいて、検討委員会を作ろうということで、このたび発足の運びになったわけでございます。今年度内に、4、5回くらいの予定で方向性を見いだしていきたいと思っています。特に、ポイントとしては、岐阜県内の産業廃棄物の動向の現状についての調査検討から始まりまして、公的関与のあり方や、今後の処理施設の整備についての進め方について議論していくということでございます。

委員会としては、県内の産業廃棄物処理の現状を踏まえたうえで、産業廃棄物処理施設の設置を前提とせず、地球環境村構想を含め県が行ってきた産業廃棄物処理施設の整備における公共関与の事業を総括し、公共関与のあり方を白紙に戻した上で、一から検討することとした。

また、委員会の事務を円滑に推進するためのワーキンググループを設置し、委員会での検討内容、資料、方向性などを調整することとしたほか、委員会を公開で開催したことから、多くの方が傍聴人として参加され、文書並びに口頭で多くの意見をいただくことができた。

## 【政策総点検結果】

### 政策の方向性

3Rの基本的な考えのもと、産業廃棄物処理の実態と将来動向を的確に把握したうえで、具体的な産業廃棄物処理施設の整備に関する計画を策定するとともに、(財)地球環境村ぎふを廃止することとし、今後は県が産業廃棄物処理施設の整備促進に積極的に関わることとする。

## 2 検討経緯

### (1) 岐阜県の公共関与の取り組みについて

県の公共関与の取り組みは、平成6年2月の岐阜県公害対策審議会の付帯意見「公共関与の積極的な推進」に端を発し、平成6年3月に策定された岐阜県第5次総合計画に「<sup>※1</sup>廃棄物・リサイクルの五原則」が明記され、平成7年1月、岐阜県産業廃棄物問題懇話会から「早期に公共関与による産業廃棄物処理業を実施すること」との提言を受け、施策が具現化されることとなった。その後、県は<sup>※2</sup>地球環境村構想を策定後、(財)地球環境村ぎふを設立し、産業廃棄物処理施設の整備を図ることとしたが、施設整備の実現に至らず、平成18年3月には(財)地球環境村ぎふを廃止した。

こうした県の公共関与の取り組みについて、次のとおり意見があった。

<sup>※1</sup> 廃棄物・リサイクルの五原則

岐阜県第五次総合計画に明記（平成6年3月）

リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政の五原則を基本として「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を制定

<sup>※2</sup> 地球環境村構想（正式名：岐阜県「地球環境村」推進構想）

県内の廃棄物の適正処理の確保等を図るため、廃棄物対策五原則に基づく廃棄物行政を推進し、地域一帯となった廃棄物処理体制を整備することを目的としている。

地球環境村：基本的施設（廃棄物処理施設）と個別的施設（資源化施設、地球環境学習施設、健康・福祉・文化等施設）

#### 【主な意見】

- ・産業廃棄物処理施設整備検討委員会という名称は、処理施設をつくることが前提と思われ、不信感がある。
- ・政策総点検においては、県が実施してきた地球環境村構想の是非、公共関与の必要性など詳細な資料や、財団が実施したアンケートで財団が地球環境村を設置した場合に処理を委託するかというアンケート調査結果、などが提供されず、議論が不十分なまま財団を廃止するという結論が出された状況に疑問の声が起きたところである。当委員会において、改めて白紙に戻して議論を進めることを確認した。
- ・地球環境村構想が実現できなかった理由や背景について総括がなされなかった。
- ・当時と現在では、廃棄物処理の現状が異なっていることなど十分検討されていない。
- ・県は、地球環境村構想の問題点、公共関与の取り組みについて反省しなければいけない。
- ・公共関与の経過について、何の背景で出てきたかある程度明らかにしていった方がいい。
- ・御嵩問題がこの背景に見え隠れしてしまうので、事実関係として明らかにしていくことが今後の廃棄物行政をどのように進めていくかに繋がる。
- ・御嵩町における最終処分場の建設計画とともに出てきた公共関与だということが、非常によく分かった。こういう経過の中で公共関与が言われ、地球環境村構想ができ、財団ができ、成果をあげられなかったということから財団がなくなった。そのうえにある委員会は、作ることが前提になりやすいが、公共関与のあり方を一から見直し、施設整備が目的ではないということを確認しておきたい。

### (2) 地球環境村構想について

平成8年3月に県が策定した地球環境村構想について、次のとおり意見があった。

#### 【主な意見】

- ・財団関係者及び県によるまとめと反省がなされていないことが一番の問題であり、財団の10年間の積み重ねが継承できないのは残念である。県は、地球環境村構想に関する反省を明確にし、責任を果たすべきである。その上で、今後の産廃行政を見直すべきである。
- ・地球環境村構想は、産業廃棄物処理の現実からかけ離れたところで決定運用されてきたものであり、御嵩町における産業廃棄物処理施設計画のプロセスの中で生まれてきたことが問題である。
- ・産業廃棄物の問題点として、住民同意とはどうあるべきか、産業廃棄物処理施設はどうすべきであるかを、全県的に県民の中できちんと議論しないで、代替手段として地球環境村構想を策定したこ

とが間違いではなかったか。

- ・ 5 圏域での整備の議論は、全くかけ離れた話であり、産業廃棄物の処理の現場は、処理のプロセスも出てくる廃棄物も日々刻々と変わっていくというような状況であり、固定的に長期に渡って一つの地域からでたものを一つの地域で処理していくことは極めて現実的ではない。
- ・ 産業廃棄物処理業の業界として一番ショックだったのは、この 10 年間、地球環境村でやるから待っているといわれたが、結局できなかったことであり、心配していることは、今後も施設を県が積極的に推進していくとなると、その間に民間が整備しようと思っても、県民は、行政が整備するから民間はしなくともよいという世論ができ、民間の施設整備ができなくなってしまうのではないか。事実、民間でも施設整備はできなかった。

### (3) 廃棄物・リサイクルの五原則について

平成 6 年 3 月に県が策定した「廃棄物・リサイクルの五原則」について、次のとおり意見があった。

#### 【主な意見】

- ・ 五原則の中に「自己完結」があるが、県内 5 圏域ごとに自己完結を考えていたようである。
- ・ 岐阜県廃棄物問題検討委員会では、自己完結は原則ということで理解していた。
- ・ パーゼル条約という国際条約では、国レベルの自己完結を定められており、そこから先の産業廃棄物のところで自己完結を命じられるのかという基本的な命題を議論していない。
- ・ 当時は主として下水汚泥の問題があり、県自らが排出事業者の立場であったという構造があった。そのため地球環境村でやらなければいけないと旗が振られていた。
- ・ 産業廃棄物は経済で動いていくことは現実である。地球環境村構想に関連して、財団が岐阜圏域でアンケートを行われたことがあったが、今のところ間に合っているとの答えがいっぱいあった。そこは経済活動で動いていくので、規制はできない。その状況で、地球環境村と五原則をいつまでも持たない方がいいのではないか。
- ・ 当時とは産業界や社会状況も激変していることもあり、県民の意見を聞きながらひとつひとつ検討課題に挙げていけばいいのではないか。

### (4) 産業廃棄物処理の現状と課題について

#### ① 県民の理解について

産業廃棄物の処理、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解について、次のとおり意見があった。

#### 【主な意見】

- ・ 産業廃棄物の問題について、メディアの誤った報道にも問題がある。事件の被疑者を産廃ブローカーなどと発表し、後にいつの間にか職業の名前が変わっていく。しかし視聴者の意識の中に「産廃業者」＝「悪徳」と刷り込まれる。モノを作る過程で生じたゴミを処理する人には何の罪もない。
- ・ 本当に議論が必要なのは、廃棄物処理施設は必要だねと尋ねるとみな合意すると思う。3Rの原則も多くの人が賛成できるだろう。しかし、そこから先、誰が何の仕事をするのというところから議論が進展しないで、心情の話と具体論とが一緒になってしまい、心情的にこういう社会があったらいいねという話とそれが明日あるみたいな話が混乱して常に語られる。
- ・ 産業廃棄物に県民はどんな関心をもっているのか。施設は必ず必要で処理していかなければいけないという認識がどれだけあるのか。どれだけ浸透しているのが課題である。
- ・ 本当の意味で県民に、産業廃棄物というものは何であり、それをどうしていくのかという情報がきちんと共有され、県民全体の理解にならないと問題の解決にはならない。

## ②他県の公共関与による産業廃棄物処理施設整備状況について

他県の公共関与による産業廃棄物処理施設の整備状況について、次のとおり意見があった。

### 【主な意見】

- ・環境省が平成16年度に、各都道府県に対し、公共関与の処分場の設置における経済性についてのアンケートをしているが、どこも廃棄物が集まらず、廃棄物が集まらないから処理単価が高くなる。単価を下げなければゴミを持ってきてもらえない。そういう中で事業所をまわったりしてゴミを集めている状況が赤裸々に出ていた。ごみが集まらない現状だが、住民投票で産廃処分場を受入れた地域に、規模を縮小してでも処分場を建設し、別途地域支援せざるを得ない。
- ・他県の状況調査では、既に土地を購入したにもかかわらず、県の財政状況の悪化により、施設整備を中止した例、当初計画した処理量より需要が少なくなったことから採算の見込みがたらず計画を撤回した事例などがあり、採算が合わなければ多くの税金を投入することとなり、慎重に検討する必要がある。
- ・施設形態についても、中間処理施設との併設やリサイクル研究施設、エネルギー確保、情報交換の場の設置など様々な形態がある。
- ・全国で、エコタウンとかエコシティと言われるようなリサイクルセンターに、建設廃棄物の処理施設などが立地していて、収集された廃棄物の処理を各施設間で繋ぐようなシステムが出来ていたり、最終的にどうしても処理できないものが焼却施設にまわり、さらに処分場ができていく。そういった過程があるのかと思う。こうした観点からゆえに最終処分場が要るのかどうかとの議論が欲しいなと感じる。
- ・県が関与すれば立派な施設にはなるが、作っても採算が合わなければ税金を投入していくということになりかねない。やはり産廃の場合は収支バランスを考えながら、公共が複合的なリサイクルの仕組みを考えていった方がいいのか、企業間のリサイクルを推進するための公共関与はないだろうかと考えている。

## ③産業廃棄物処理事業のコストについて

他県の公共関与による産業廃棄物処理施設と(財)地球環境村ぎふが試算した産業廃棄物処理事業のコストについて、次のとおり意見があった。

### 【主な意見】

- ・財団が試算した内容については、現実的でない面も見受けられ、他県の状況が現実的である。
- ・地球環境村のアンケートでは、処理を委託するが8%、委託しないが4%、条件によってというのが36%だった。条件の1つはコストである。回答率も半分で、排出者の関心は低かった。地球環境村のデータからは、処分場を設置した際ごみ処理委託があるかどうか疑問があった。
- ・他県の状況を見ても、実際の処理料金より処理コストが高く、その分税金が投入されているという状況が確認される。

## ④下水汚泥の処理状況について

下水汚泥の処理状況の現状について、次のとおり意見があった。

### 【主な意見】

- ・一般廃棄物は可燃部分がある程度あり、プラスチック系等のカロリーの高い物が多いが、下水汚泥は含水率が80%~85%程度。通常の汚泥脱水ケーキは約80%であり、自然させるには50%位まで落とす必要がある。ここまで水分を落とすには大量のエネルギーが必要なので、結構面倒な物である。
- ・〇〇市の公共下水は〇〇市が事業者であり、100%公共が関与していることになる。
- ・下水汚泥は最も量が多い産業廃棄物だが、県下の下水道汚泥の有効利用率はおよそ69%（後日、78%と確認）で、小さな浄化センター等ではそのまま肥料に利用されている。
- ・普通の公共下水道は工業排水が混入しており、肥料は難しいと思われ、有効利用が考えられている。
- ・県の廃棄物の中で最も多いものの一つが下水汚泥であるが、レンガ、セメントの原料に使われているようで、他の廃棄物に比べリサイクルが進んでいる方だ。



⑤排出事業者の責務について

産業廃棄物を排出する事業者の処理責任について、次のとおり意見があった。

【主な意見】

- ・産業廃棄物の最終的な処理責任は排出事業者にあるが、排出事業者が処理することには限界がある。各事業所から出るゴミの種類が異なり、これらを中間処理する場合の効率を考えると排出事業者側でできない部分が必ずでてくる。
- ・排出事業者が近隣の人々の理解を得ながら施設をつくるには理解されにくい状況ではあるが、排出事業者単位でできる限り減量化していくことが必要である。
- ・残った処理が難しいものだけを委託の処理施設で処理されていくという形になっていくのではない。処理量はこれからもどんどん減っていくと考えられる。
- ・排出事業者が、一番困難な産業廃棄物処理施設の設置を自治体でやってくれというのは身勝手である。
- ・業界がどんな努力をし、どこに壁があるのかいろいろな仕組みを変えていかなければならない。

⑥排出事業者の委託処理での問題点について

産業廃棄物を排出する事業者が、産業廃棄物の処理を処理業者に委託する上での問題点について、次のとおり意見があった。

【主な意見】

- ・排出事業者としては、安定的に処分していくための一つの条件として、近いところに処理施設があると、より確実に適正に処理していける。
- ・排出事業者は企業ごとに産業廃棄物の処理を委託するが、委託するところがそれぞれ異なる。そのような中、信頼のおける処理業者を探すことは非常に難しい。
- ・行政が、優良な産業廃棄物処理業者を紹介できるとよとの意見があったが、優良化の取り組みは、国では、産業廃棄物処理業者の優良性の評価制度を図ったところであるが、認定は難しい状況である。
- ・産業廃棄物処理業界としても、優良な事業者の評価等に取り組んでいる。公共関与の一つとして、優良な処理業者の育成、大量排出事業者の減量化支援、処理業者の情報などがあるのではない。

⑦工業団地の問題点について

県内の工業団地が排出する産業廃棄物及び産業廃棄物処理の問題点について、次のとおり意見があった。

【主な意見】

- ・県内各地に工業団地があるが、工業団地内に廃棄物処理施設をつくったらどうかと提案したことがある。
- ・県の工業団地には、処理施設をつくっているところがなく、わざわざよそへ持っていつている。排出事業者が処理責任があるのであれば、工業団地内で発生した産業廃棄物は、工業団地内で処理することは当然である。
- ・工業団地内での、産業廃棄物処理施設の設置に関して規制する法律はないが、工業団地の造成において産業廃棄物処理施設の設置は地元同意を得がたいことがあることについては、問題であり、解決していかなければならない。

⑧ 中小企業の問題点について

県内の中小企業の産業廃棄物処理に関し、その抱えている問題点について、次のとおり意見があった。

【主な意見】

- ・ 大きな問題になるのは、中小零細の排出業者の場合だと、恐らく大規模な産業廃棄物処理施設では受入れていただけないだろう。
- ・ 地域と密着した地場産業は、多くは中小零細企業であり、そこから発生する産業廃棄物は、一般廃棄物の併せ処理などある程度公共が関与することは可能ではないか。
- ・ エネルギー的に確保できる燃やすことの出来るものと一廃との組み合わせを考えると、カロリーの高いゴミを持ってくるか、広域化と燃料と組み合わせれば中間処理できる所でそういった混合の処理が可能である。
- ・ 処理コスト等について、大きく処理できるものに関してはそれなりに安くなるが、零細企業からの量の少ないものについては、引き取ってくれないなどの問題があり、処理する場合は、結構割高になる。
- ・ 処理業者の最終処分場も、小規模の事業者の方には現実的に企業ベース、あるいは企業の安全性の面で取引が難しい状況である。
- ・ 製紙業者のように非常に優れた技術をもっている、廃棄物の量が年間千トン未満となると、処理するコストは恐らく1万トン代の処理費の何倍かのコストがかかるのではないかと。廃棄物の処理コストと数量というのは非常に大きく反比例する傾向があり、県内に中小零細の事業者の方が多いということを見ると、今後の処理施設の整備にあたってこれらの課題が大きいのではないかと。
- ・ 構造不況的に経営が悪化してきて、廃棄物の処理コストがカバーできていないという状況の業種もあり、小ロット多品目で出てくることで処理コストがかかる業種もあり、業種ごとにテーマは違う。
- ・ 県のアンケートの結果では、量的なものが提示されていないことから、中小企業の処理状況について、下請業者として押しつけられていて大変困っているのかどうかという判断ができない。  
この調査からは、大企業の方から押しつけられて処理しているというものではないと認識される。
- ・ 中間処理の技術とか、木工、林業、陶器くず、そういうところからどうやったらリサイクルできるのか。そういう研究もして欲しいし、技術的な情報提供もして欲しいという意見があったので、県としてはそういう点も、きちんと踏まえていったらいいのではないかと。
- ・ 処理業界への問い合わせが増えてきている現象は、これまで処理を業者に委託していなかった中小零細が、その廃棄物の処理に困って、あるいはどこへ相談に行ったらいいかということで探しに来られる事例がある。理由は、①これまで市町村などで併せ産廃処理をしていたが受け取ってもらえなくなってきたこと、②自分で直接処理をしていなかったものを処理しなければならなくなった（建設現場等で元請けがダストボックスを用意して処理していたが、今現実にはほとんどの建設現場でゴミ置き場が設置されていないので、持って帰らなければならない、市町村も受け取らない）ので、処理先が見つからずコストが合わないということ、③処分費用がある程度見込まれて受けていたものが大幅なコストダウンを余儀なくされ、処理コストが賄えなくなって安い業者を求めていること。

(5) 岐阜県産業廃棄物処理動向調査報告について

県が調査した平成16年度の「岐阜県産業廃棄物処理動向調査報告」について、次のとおり意見があった。

【主な意見】

- ・ この調査では、排出業者側のデータについて県内の10%くらいのデータを各業種毎に上位社の数値を拾い全体を推計するという手法を取っている、排出事業者側のデータが非常に理想的にどんどん減っていくこととなっている。実態は中小零細に下請け化され、コストは中小零細が小さなロットで出す場合とある程度一定規模で出す場合と数倍の開きがあり、そういう構造の中で今後中小零細が適正処理料金を賄いきれず不法投棄へまわっていくとすれば、これは非常に不幸なことであり、地域住民の生活を支えていく地域の産業のあり方としても、中小零細企業についての調査が必要である。

## (6) 産業廃棄物処理施設等調査について

産業廃棄物の排出・処理の実態を理解し、産業廃棄物処理に係る委員の共通認識を図るため実施した施設調査について、次のとおり意見があった。

### 【主な意見】

- ・ 2回に渡り見学をさせていただき、分別、処理について適正処理されているところを見、公共が介入する必要がないように思いました。公共の役割としては、事業所が適正に事業が行われることを見届けることと思います。一般市民が、いつでも見学できるオープンな事業所であれば、不適正な行為はできないと思います。不適正処理の後、処理の為に多くの税金を投入することはさけていきたい。まして後始末をしても、汚染という副産物が残されていくことを考えると違法な業者に対して早期の対策、ストップをさせることが公共の役割だと思いました。

### 個別施設

#### ①製紙工場（排出事業所）

- ・ 優れた伝統技術を持っているところであり、排出される汚泥（スラッジ）が、リサイクルされている。産業廃棄物の資源化に非常に関心を持った。
- ・ 廃棄物をリサイクルすることについては、産業の資源という観点から、県の他の部署とも関わりながらリサイクルの場をつくる必要がある。
- ・ 製紙工場は、濁った排水を出すというイメージを持っていたが、きれいに処理をされている。

#### ②下水処理場（排出事業所）

- ・ 公共がやっていることから安全性を重視し、かなりの重装備で行っている。汚泥については、下水処理の行程で脱水を行っており、汚泥処理を行っているわけではない。場内で汚泥処理を行うことについては、地元からの反対を受け、民間で委託をするという状況であるが、公共でやるより安くできているのではないか。
- ・ 民間ではつくれない施設であり、お金をずいぶんと使われ、羨ましい施設だと思う。
- ・ 地域の方々には非常にありがたい施設と思うが、公共関与をすると、非常にもったいない贅沢な施設になってくるのではないか。施設がどこまで必要なのと感じた。

#### ③セメント工場（中間処理施設）

- ・ 必要な資源として、廃タイヤ、汚泥、木くずなどを使い切ってセメントにしていることと、無駄なく、経済性を考えて事業がなされていると感じた。
- ・ 汚泥がきちんとコンクリートの原料となっている。非常に良い経験をした。
- ・ セメント業界が、非常に効率のよい産業廃棄物の処理を行っている。
- ・ 資源を完全に利用しきることと、スケールの大きさに驚いた。普通の零細業者ではどうにもならないくらい大きな施設の中で、それをまた資源にしていることが凄まじい。

#### ④木質バイオマス発電施設（中間処理施設）

- ・ 廃用材を燃やして発電を行うという非常にいいシステムである。
- ・ 地域の特性を活かして、ご苦労を重ねてここまで漕ぎ着けたということなど、維持継続させていくことは非常に大変であるということが分かった。このような施設に支援ができれば、地域毎に、地域にあった施設のあり方を考えていけるのではないか。
- ・ 国、県の支援策をうまく使っておられる。売電をするということは難しいと感じた。

#### ⑤産業廃棄物管理型最終処分場（最終処分場）

- ・ 自分の処分場で処理するものを自分たちで収運してくるといういいシステムだと思った。他のものが途中で混ざる可能性はないということがよい。
- ・ 入ってきたものには、早期に復土をするなど、適正処理にいろいろな配慮をしていることを強く感じた。
- ・ 地域住民の方に入ってもらい、定期的に監査し、チェックしてもらおうという体制をつくっているということに感銘を受けた。
- ・ 廃棄物を埋めた後の処分場の植生とか、埋めた後をどう今後復活させていくのか、という研究ができると思った。強制的に植林をしている地域があったり、自然に復活してくる場所があったりとか、あの広い地域の中でこれからの処分場をどう復活させていくのかという、いろいろ研究できる材料がいっぱいあると思った。
- ・ 処理場内や排水処理についてもきちんと対応していると感じた。

## (7) 公共関与の現状と問題点について

### ①\*規制型について

県が産業廃棄物処理等に関し、廃棄物処理法に加え、条例、要綱などで独自の規制を行っている。その現状と問題点について、次のとおり意見があった。

\*規制型：法律の直接的運用によって公共（地方自治体）が産業廃棄物の処理等に関与するもので、行政の判断で、処理業者等に対し義務等を課すことのできる公権力の行使で、規制強化又は緩和である。

【例】処理業の許可、処理施設の設置許可、施設の監視・指導等にかかる条例、要綱等

#### 【主な意見】

- ・公共が関与しなければいけない一番重要なことは法の遵守である。
- ・法律の規制以外の問題点として同意の問題がある。
- ・県は、法律だけに基つき施設設置の許可をすべきであるという意見と地域住民の同意は必要であるとの意見が出ている。処理業者として処理施設設置予定地域周辺の住民の理解を得るのは必要と思うが、同意を得る範囲を、県の要綱で「関係市町村長から同意を得よう求められた関係自治会」と規定されている。県が許可をする施設であるにもかかわらず、同意の範囲を市町村長に委ねることは、市町村長に責任を転嫁していることである。
- ・地域の方々には産業廃棄物処理施設設置について説明をしてご理解を得ることは大切なことであるが、このことが現在規定されている住民同意とイコールではないと考える。
- ・環境省のデータ（※1）では、同意があっても反対に紛争が起きることもあったが、いい施設ができたり、信頼が得られてきたり、とあった。今後同意をどう扱うかということに関しては、平成14年の段階では多くの道県が施設設置許可の要件として同意を求めており、同意を求めている自治体は、変える必要がないと答えている。今回のアンケート（※2）でも、同意を許可要件としている道県が16あり、14年のデータとあまり変わっていないことを考えれば、県としては住民の意向を大事に、より良い施設を造るために同意が必要だと考えていることを支持したい。
- ・周辺地域に、プール、公民館などをつくることで、住民同意ができていることがかなりあるようで釈然としない。
- ・地域住民にとっては、生活の場、子育ての場であり同意は譲れない要件である。
- ・建物の材料が燃やせないものが増えてきた。燃やすことができるような建材にしない限り建築を許可しない体制をつくるべきだ。
- ・平成元年以来の法改正の中で、廃棄物処理業界に対して非常に厳しいということを超えた、逸脱したような規制が加えられている。（他の事案で懲役以上の刑を処せられた者が株主であっても業の許可を取り消されるというような仕組み）これは実質上業界において株式を上場するなというに等しい状態である。廃棄物処理業界があたかも暴力団、あるいは非合法的な社会集団の集まりであるかのごとき規制が法律においても加えられている。
- ・各事業所の現状をさらに聞き取り、柔軟かつ適正な規制のあり方を県民の意見をふまえながら進める必要がある。

※1 環境省のデータ（第4回委員会資料）

都道府県・政令市における産業廃棄物の処理施設設置等に係る行政指導等の実態調査（産業廃棄物行政に関する懇談会資料：平成14年2月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

※2 今回のアンケート（第4回委員会資料）

産業廃棄物処理施設の整備における公共関与のタイプ別施策の状況（岐阜県調べ）

## ②\*支援型について

国、県などが、産業廃棄物の処理に関し、排出事業者、処理業者に対する助成などの支援を行っている。その現状と問題点について、次のとおり意見があった。

\*支援型：民間主体の産業廃棄物処理を前提として、この処理が円滑に進むよう、処理施設整備に関し公共（地方自治体）が側面から支援を行うもの。

【例】優良施設の認定、技術指針の作成、事業用地の提供、事業者の研修、処理技術の研究開発、普及・啓発活動、事業者・立地市町村等への補助・融資、など

### 【主な意見】

- ・排出事業者としては、処理業者を一社確保しておけば良いという訳にはいかない事情がある。廃棄物を安定的に処理したいが、優良な産廃処理業者の情報がない。
- ・排出事業者が中間処理施設を設置する場合にも、地域住民の理解が得がたい場合がある。住民が納得するような支援があるとありがたい。
- ・優良な処理業者の育成、大量排出者の減量化支援などに公共関与ができるのではないか。
- ・規制当局以外にも、支援ということで産業労働部などが関わることができないか。
- ・建設廃材の分別する場所として、県の空いている土地を貸したり、リサイクルなどの技術を得るため研究機関などの紹介をしてもらえないか。

## ③\*給付型について

都道府県、財団法人等の公共が産業廃棄物排出事業者のために、産業廃棄物処理施設の設置や運営を行うことについての現状と問題点について、次のとおり意見があった。

\*給付型：公共（地方自治体）が直営、または出えん・出資する財団法人・株式会社といった法人等により産業廃棄物処理事業に参画していくもので、一般的には公共関与による産業廃棄物処理事業を行うもの。（公共による産業廃棄物処理の「サービス」を給付）

【例】財団法人等の第3セクター、PFI事業者、直営による産業廃棄物処理事業の実施

### 【主な意見】

- ・公共が運営すると、採算性が悪く、コストがかかる。産業廃棄物は、産業活動、経済活動で出てきたものであり、その処理のために県が何百億と金をかけることについては、慎重に検討しなければならない。
- ・全国の状況の中で、計画の見込みが立たないとの例があったが、見込みが立たないというところは、採算が合わないというのがほとんどのところではないか。
- ・環境省が平成16年に都道府県にアンケートをしているが、どこも廃棄物が集まらず、廃棄物が集まらないから処理単価が高くなる。単価を下げなければゴミを持ってきてもらえない。そういう中で事業所をまわったりしてゴミを集めている状況が出ていた。
- ・他県の施設の費用は、人件費や土地の購入費など、これ以上かかるだろうということは想像でき、施設がある限り、また処分場が満杯になった後も水処理をしなければいけないが、そのコストは入っていない。また、処分場を受け入れた地域に対し、地域が求めるものを支援していく費用が当然入ってくる。
- ・事業としては、官が発起して、運営を民に委託して、官がそこを管理するといったシステムをつくり、実績を残していければ近隣の方もご理解が広がって行くのではないかと。非常に難しい問題だと思うが、民が全て切り開いて処理場を作るというのは非常に困難な情勢だと意見を持っている。
- ・施設設置に対して民間が主導でやっていると、住民の方々も不安が多く、官が仮に入ったとしても運営面で不安がある。運営などは民間に全面委託をするなかで、官は、民間を管理していく形を取っていかないと、3セクで官主体に経営をしてもコストが高くなってしまふ。官が中には入るが、経営はやはり民間にやらせる。民間の適正運営を官がいつまでも関与していくのが一番理想でないか。

(参考)

- ・一部の業界からは、公共、民間を問わない安定型最終処分場の整備と、公共による処理施設の整備が必要である旨の要望書が提出された。

### 3 今後の検討事項

平成18年度には、検討委員会を5回開催し検討を重ねてきたが、県が行ってきた地球環境村構想、公共関与についての総括を行い、考え方を整理する必要があったため、県内の産業廃棄物の排出状況、県内中小零細企業の産業廃棄物の排出、処理の状況などを踏まえた公共関与のあり方について十分議論することはできなかった。

来年度は、岐阜県での産業廃棄物処理施設の整備に関し、県がどのように関与していくかを、施設の整備を前提とするのではなく、規制、支援、給付などの観点から公共関与のあり方を検討していくこととする。

## 4 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の活動状況

### (1) 委員会の開催状況

- 第1回委員会（平成18年8月11日・議会棟）
  - 議題 ・ 委員長選出、副委員長指名
  - ・ 委員会運営要領案、委員会傍聴要領案の承認
  - ・ 委員会の設立経緯及び検討事項について
  - ・ 今後のスケジュールについて
  
- 第2回委員会（平成18年9月26日・県民ふれあい会館）
  - 議題 ・ 県の公共関与に関する経緯について
  - ・ 公共関与のあり方について
    - 排出事業者の課題とニーズについて
    - 産業廃棄物処理施設の必要性について
  - ・ 今後の委員会活動について
  
- 第3回委員会（平成18年11月17日・議会棟）
  - 議題 ・ 産業廃棄物処理施設等調査結果の報告について
  - ・ 公共関与のあり方について
    - 公共関与による産業廃棄物処理事業のコストについて
    - 県内の下水汚泥の処理状況について
    - 東海3県の産業廃棄物処理動向等について
    - 産業廃棄物処理施設の整備に関する施策について
  - ・ 今後の委員会活動について
  
- 第4回委員会（平成19年1月25日・議会棟）
  - 議題 ・ 中小企業等から見た産業廃棄物処理施設の必要性について
  - ・ 公共関与のあり方について
  - ・ 今後の委員会活動について
  
- 第5回委員会（平成19年3月1日・岐阜県シンクタンク庁舎）
  - 議題 ・ 中間報告書（案）について
  - ・ 継続審議事項について
    - 中小企業等から見た産業廃棄物処理施設の必要性について
  - ・ 今後の委員会活動について

### (2) ワーキンググループ（WG）の開催状況

- 第1回WG（平成18年9月5日・岐阜大学）
  - ・ 県の公共関与の経緯に関して
  - ・ 公共関与のあり方に関して
  - ・ 産業廃棄物処理の現状把握に関して
  - ・ 委員会の当面の活動目標に関して
  - ・ 傍聴人等の意見の取り扱いに関して
  
- 第2回WG（平成18年10月13日・岐阜大学）
  - ・ 県の公共関与の経過について
  - ・ 委員会による施設調査の報告について
  - ・ 公共関与のあり方の検討について
  - ・ 公共関与による産業廃棄物処理事業のコストについて
  - ・ 産業廃棄物処理の動向について
  - ・ 専門家等の招聘について
  - ・ 住民同意について
  - ・ 産業廃棄物情報交換制度について

- 第3回WG（平成18年12月12日・岐阜大学）
  - ・県下の中小零細企業の課題について
  - ・県下の公用団地における産業廃棄物の排出状況について
  - ・他県の施策状況について
  - ・産業廃棄物処理施設の整備に伴う地元対策について
  - ・国の施策状況について
  - ・県の規制について

- 第4回WG（平成19年2月15日・岐阜大学）
  - ・委員会の役割と今後の位置付けについて
  - ・中間報告書（案）の作成について
  - ・今後の検討事項について

### （3）委員会施設調査

県内の産業廃棄物処理施設の現状を把握するため、排出事業者（工場等）、中間処理施設、最終処分場を訪問し、委員会委員による施設調査を実施した。

調査日：平成18年11月1日（水）、平成18年11月7日（火）

調査先

排出事業者：各務原浄化センター（各務原市）・・・下水処理場

下水汚泥の排出、処理は業者委託

大福製紙(株)（美濃市）・・・製紙工場

製紙汚泥の排出、処理は業者委託

中間処理施設：住友大阪セメント(株)（本巣市）・・・焼却施設

汚泥、廃プラ等の処理施設で、焼却しセメント原料に再利用

東濃ひのき製品流通協同組合（白川町）・・・焼却施設

木くずの処理施設で、焼却し熱源で発電（利用・売却）

最終処分場：寿和工業(株)（多治見市）・・・管理型・安定型処分場